

身体的拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は患者の権利である自由を制限するのみならず、身体的・精神的に弊害を伴う。したがって身体拘束を行わないことが原則である。

当院では患者の人間としての本来の姿を重視しながらチームでディスカッションし、合意形成した方向性に基づいて医療安全対策を行うことで、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束をしない診療・看護の提供に努める。

2. 基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を禁止する。

この指針という身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

2) やむを得ず身体的拘束を行う場合

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を行うことができる。

- ・切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性：身体的拘束を行うこと以外に切迫性を除く方法がないこと。
- ・一時性：身体的拘束が必要最低限の期間であること。

(2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

上記の3要件については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

(3) 身体的拘束を行う場合は、当院の「身体的拘束マニュアル」に準ずる。

3) 身体的拘束禁止に取り組む姿勢

(1) 患者等が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。

(2) 身体的拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応を検討する。

(3) 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や患者に適した用具であるか等を評価する。

(4) 身体的拘束は一時的に行うものであり、期間を定め、毎日アセスメントを行い、身体的拘束解除に向けて取り組む。

(5) 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

①患者主体の行動、尊厳を尊重する。

②言葉や対応などで、患者等の精神的な自由を妨げない。

③患者の思いをくみとり、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、多職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努める。

- ④身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
- ⑤薬物療法・非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。
- (6) 身体的拘束には該当しない患者の身体又は衣服に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図した使用は最低限とする。
- (7) 薬剤による行動の制限は身体的拘束には該当しないが、患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。
 - ①薬剤による鎮静を行う場合は鎮静薬の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう、適正量の薬剤使用とする。
 - ②行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合には、医師の指示のもと患者に不利益が生じない量を使用する。

4) 向精神薬使用上のルールについて

薬剤による行動制限は身体的拘束に該当しないが、患者・家族に説明を行い、同意を得て使用する。

- (1) 不眠時や不穏時の薬剤指示については、医師・看護師、必要時には薬剤師と協議し対応する。
- (2) 行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、医師、看護師等で協議を行い、患者に不利益が生じない量を使用する。また、薬剤の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう適正量の薬剤使用を検討する。

5) 鎮静剤使用のルールについて

- (1) 可能な限り経口での投与を推奨する。
- (2) 定期的に痛みが出る前に予防的に使用する。
- (3) 医師もしくは薬剤師に相談し投与量や投薬内容を調整する。
- (4) 副作用や他の薬との相互作用に注意しながら細かい配慮を行う。

3. 身体的拘束最小化のための体制

以下の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束最小化のための体制を強化する。

1) 身体的拘束最小化チームの設置

- (1) 身体的拘束を最小化することを目的として、身体的拘束最小化チーム（以下、「チーム」という。）を設置する。
- (2) チームは副院長・内科医師・事務部長・看護部長・医療安全対策室室長・病棟師長・薬剤師・セラピスト・MSW で構成する。
- (3) チームは1ヶ月に1回以上委員会を開催し、次のことを検討、協議する。
 - ①ラウンドチームから報告を受け、実施状況を把握し管理者を含む職員全員への周知徹底を行う。
 - ②身体的拘束最小化に向けて指針・マニュアルを作成し、見直しを行う。
 - ③身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
 - ④医療・ケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施する。
 - 1) 全職員を対象とした身体的拘束などに関する教育研修を定期的に開催する。
(年2回以上：新入職員研修を含む)
 - 2) 研修にあたっては実施日・実施場所・方法・内容などを記載した記録を作成する。
 - 3) 研修が効果的なものとなるよう企画し、評価する。

2) 身体的拘束最小化ラウンドチーム設置

- (1) 身体的拘束の最小化を推進することを目的として、現場の状況を把握するため、身体的拘束最小化ラウンドチーム（以下「ラウンドチーム」という）を設置する。なお、ラウンドチームの下位組織として位置付ける。
- (2) ラウンドチームの構成員は、医師・看護師・理学療法士・薬剤師で構成する。
- (3) ラウンドチームは、1週間に1回病棟をラウンドし、次のことを確認する。
 - ①発生した身体的拘束について、身体的拘束最小化マニュアルに沿って適切な手続き、方法で行われているか、また患者の人権を尊重した適切なケアが行われているかを確認する。
 - ②身体的拘束の状況の確認：現場を巡回し、身体的拘束が適正に行われているか、または不要な拘束が行われていないか、さらに患者の健康状態や精神的な影響がないかを確認する。
 - ③職員への個別指導・助言：身体的拘束の最小化に向けて、職員に対して適切な対応方法を指導し、改善点を共有する。

3) 記録及び周知

- (1) ラウンドチームでの検討内容・結果について議事録を作成し、保管する。
- (2) ラウンドチームで検討した内容や実施状況を身体的拘束最小化チームへ報告する。

4. 身体拘束の違法性阻却 3 要件を満たす、身体的拘束を行う場合の対応

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合には、マニュアルに基づいて実施する。

5. この指針の閲覧について

身体的拘束最小化のための指針は当院のマニュアルに綴り、職員が閲覧可能とするほか、当院ホームページに掲載し、いつでも患者・家族が閲覧できるものとする。

改定 2025 年 5 月